

建築設備

申請の対象とする範囲
都市の低炭素化の促進に関する法律

市街化区域と市街化調整区域にまたがる建築物に対する低炭素建築物等計画認定について

平成 29 年春期部会

建築物の敷地が市街化区域と市街化調整区域にまたがる場合、敷地の過半が市街化区域内であれば、低炭素建築物等計画認定が可能。